

規制・行政手続上負担と感じていることについて

団体名：全国中小企業団体中央会

I. 負担に感じている具体的な規制・行政手続、負担と感じている内容について

No.	1. 具体的な規制・行政手続	2. 規制・行政手続の詳細、具体的に負担と感じている内容	根拠法令等
(1) 事業開始時の手続	① 市街化調整区域における営業所等の認可について	<p>現在、貨物自動車運送事業者が市街化調整区域に、営業所や休憩睡眠施設（以下「営業所等」という。）を設置することは、法的に認められていない。車庫は市街化調整区域に設置することが認められているため、数多くの事業者が地価の低い市街化調整区域に車庫を設け、そこから離れた市街化区域に営業所等を設置している。</p> <p>本来であれば営業所等と車庫は隣接していることが、適正な運送事業を遂行する上で望ましい。営業所等と車庫が離れていることは運送事業者にとって不合理であるばかりでなく、点呼の未実施など法令違反につながる。</p> <p>一方で、特別積み合わせ事業者には市街化調整区域に営業所等の設置が認められており、同じ貨物自動車運送事業者であるのに、著しく不公平である。</p> <p>よって、特別積み合わせ事業者以外の貨物自動車運送事業者にも、市街化調整区域への営業所等の設置を認めていただきたい。</p>	都市計画法
	② 第二種免許取得要件の緩和について	<p>タクシー乗務員の高齢化・人手不足が深刻となっていることから、第二種免許取得要件（現行：第一種免許取得から3年経過、年齢21歳以上）の緩和を要望する。</p>	道路交通法
(2) 事業継続時の手続	① 労働保険・社会保険の手続負担について	<p>従業員1名の零細企業においても労働保険・社会保険の保険料徴収手続きを行うこととなっているが、小規模・零細であるほど経営者を含めて社内対応できる人材に欠け、外部委託を余儀なくされることによりコスト増要因となる。両保険手続きの簡略化、統合等による負担軽減を強く要望する。</p>	労働保険料徴収法 健康保険法 厚生年金保険法
	② 労働安全衛生法（有機溶剤中毒予防規則の作業環境測定等の義務化について）	<p>自動車車体整備業（板金業）においては、有機溶剤を使用した塗装を行っており、有機溶剤中毒予防規則（以下、有機則という）が適用され、作業環境測定（6月以内ごとに1回）や特殊健康診断（6月以内ごとに1回）が義務化されている。</p> <p>しかし、中小規模の事業所では、塗装作業が毎日発生しない場合が多く、また、1日当たりの作業時</p>	労働安全衛生法（有機溶剤中毒予防規則について） 28条～28条の3

(2)事業継続時の手続			<p>間が短時間の場合が多いのが実情である。年間の塗装作業日数や1日当たりの塗装作業時間が少ないにもかかわらず、塗装専門の事業所と同様に作業環境測定や特殊健康診断が必要となるが、中小規模の事業所にとっては、費用負担が大きい。</p> <p>有機則には、適用除外があるが、その数値根拠は、作業時間1時間または1日当たりの消費量からの計算となっており、上記の状況に当てはまらないことから、年間の作業日数や作業時間に応じ、作業環境測定や特殊健康診断の回数を削減することができるよう緩和していただきたい。</p>	<p>作業環境の測定 29条～30条の3 健康診断の実施 有機溶剤中毒予防規則</p>
	③	<p>建設業法の経営検査の報告等について</p>	<p>建設業許可に係る報告事項又は経営審査に係る決算関係書類については、税別書類だけでなく、税込み書類でも可とすべきである。</p> <p>法人税を未払処理とするか、翌年度の費用計上とするかは企業毎によって違うので、当該企業の処理方法で申請可能とすべきである(決算書と違う数字を報告することとなり、手間がかかる)。</p>	建設業法
	④	<p>官公需の管轄内発注について</p>	<p>官公需発注における国等の機関は、(管轄内という一括発注ではなく) 各都道府県エリアの出先機関毎に発注できるように改めていただきたい。</p> <p>例えば、文具品の発注において、埼玉県で入札が行われるものと山梨県で行われるものとは、すでに販売金額に運送経費が上乘せられるため、発注機関に近い事業者との競争に公平性を欠く状態をつくり出すことになるからである。</p>	官公需法
	⑤	<p>商業団地や工業団地の高度化融資に係る書類作成等について</p>	<p>商業団地や工業団地は、高度成長期に高度化制度を利用して設立した団地が多数である。現在、設備の更新時期を迎え、建て替えやリニューアルを行うケースが増加傾向にある。高度化制度は、長期低金利(固定)や事業税非課税等のメリットがある反面、</p> <p>①都道府県の貸出については、予算計上の関係から借入れまでの時間を要する。</p> <p>②都道府県・中小機構の診断業務が長時間に及び、かつ必要書類も多い。</p> <p>など、手続に時間がかかることから、その改善を要望する。</p>	
	⑥	<p>中小企業等協同組合法の定款変更に係る認可について</p>	<p>同法第51条第2項の規定に基づき、定款変更の認可は全て行政庁の認可事項となっているが、申請事務負担等の軽減という観点から、軽微なものから段階的に届出制に変更していただきたい。</p>	中小企業等協同組合法

	⑦	中小企業等協同組合の代表理事の変更登記に係る添付書面について	組合の代表理事変更登記は、理事会の議事録に全理事の個人実印と印鑑証明を要求されるが、手続が非常に煩雑であることから、変更する代表権者の個人実印と印鑑証明のみにして、 <u>手続を簡素化</u> していただきたい。	中小企業等協同組合法 商業登記規則
(3)事業拡大時の手続	①	建設業法に定める業種について	建物の仕上げ材のひび割れやそれを補修する工事を行っているが、建設業法に定める29業種にこうした仕上げ材のひび割れや浮きを補修する業種がない。 どの業種で認可を取ればよいのか、 <u>基準等がはっきりしない</u> このような事業がどの業種に属するのか、明確にしていきたい。	建設業法
	②	大規模小売店舗立地法に係る環境調査の届出等について	騒音、交通、廃棄物等に係る調査が必要となるが、出店者が独自の調査、届出が行えるものではなく、専門業者等への外注が必要であり、共同店舗組合等にとっては、変更届等に係るコスト負担が増加している状況である。届出書に添付する資料も多岐に亘り煩雑であることから、 <u>調査方法、手続等を簡素化</u> していただきたい。	大規模小売店舗立地法
(4)事業終了時／承継時の手続				

II. その他、規制・行政手続について負担と感じていることについて

<p>1. 軽自動車の継続検査（車検）時の軽自動車税納付の手続について</p> <p>軽自動車以外の自動車は、平成27年4月から県と国交省との間がオンライン化され、納期確認が出来るようになっている。</p> <p>しかしながら、軽自動車は納期証明書の添付が必要であり、仮にユーザーが証明書を紛失した場合、市町村役場に行って再発行してもらわなければならない。軽自動車以外の自動車と同じように<u>オンライン化によって納期確認が出来る</u>ようにしていただきたい。</p>
<p>2. 水道工事申請について①（ID使用閲覧）</p> <p>①水道工事を行う上で、役所に対し給水装置工事の申請を行う必要があるが、その前に施宅の現在の配管の状況等を確認するために役所へ出向き、IDを使用して情報の閲覧を行う。</p>

しかしながら、各業者は役所から与えられた ID で役所にある PC でしか情報を閲覧することができない。これでは非効率なので、主要管路だけでも外部 PC からでも閲覧できるようにしていただきたい。

②給水装置や宅内の配管は施主の持ち物なので、工事を行う場合、施主に代わって役所へ工事の申請を行い、申請が下りれば工事を行い、工事内容・使用材料・工事写真等を添付し竣工届を提出する。

しかしながら、添付書類を含めその都度役所へ出向き、不足資料・質問等があれば持ち帰り、再度提出に訪れることになる。添付書類を含めて電子申請できるようにして頂きたい。

3. 水道工事申請について②（様式統一）

各市町村水道局の指定給水装置工事業者の給水工事申請に当たっての書式の統一化を要望する。

4. 公共工事申請書類の簡素化について

公共工事における提出書類は非常に多く、この作成に膨大な作業時間を要するため、現場作業を終えて会社で長時間の残業といった状況にあり、若年労働者の入職・定着にも悪影響を与えている。IT化に伴う提出書類の簡素化を図っていただきたい。

5. 貨物自動車運送事業：許認可事案の標準処理期間内の実効性について

貨物自動車運送事業法等に係る許認可事案については、行政手続法第 6 条の規定に基づき、標準処理期間が設けられている。

たとえば一般貨物自動車運送事業の経営許可申請（新規）では 3～4 か月、事業計画変更認可申請では 1～2 か月となっているが、昨今、前者の許可申請の中には 6 か月を超えるものや、後者の認可申請では約 3 か月要しているものも見受けられることから、標準処理期間内の処理を要望する。

6. 都市計画等における地方自治体での独自基準手続について

地方の中小都市においては、都市計画等々の様々な手続において、国の規制を超える、強い規制が自治体独自の条例等において実施されている。

例 1. （国）2/3 以上の同意が必要 （市）80%以上の同意が必要（多くの制度での実態）

例 2. 国が廃止したアーケード設置基準（昭和 30 年代施行）が、そのまま適用されている。（既に時代に合っていない規制である。）

例 3. 道路施行令において、幅 3.5 ｍ以上の歩道がなければ、街路樹等の設置は出来ない。

例 4. 無電柱化の 1 つの方法としての、軒下受電（建物上の変圧器）の実施（前例がないとのこと。）

例 5. 都心居住促進用マンションに関する容積率の変更。（都市計画は収支ではない。）投資効率の向上なしに民間投資の増大はあり得ない。

地方分権とは言うものの、自治体は元の厳しい基準、または更に厳しい基準を設けて、民間の自由度を束縛している。

7. 電気用品安全法の検査対象とその費用負担について

海外からの輸入に際し、電気用品安全法（PSE）の検査が必要であるが、単価の安い LED ランプ等にまで高額な検査費用が必要なため、輸入・販売等を新たに始めようとする新規事業者の参入を結果的に阻害している。検査費用の引き下げを要望する。

全国中小企業団体中央会

○組織について

中小企業団体中央会（以下、中央会と言う。）は、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された特別認可法人で、各都道府県に1つの中央会と全国中央会により構成されている。なお、全国中央会には業種別全国中小企業団体も会員となっている。中央会は中小企業の振興発展のため、各種の組合組織の設立と適切な共同事業の実施に対する助言等を通じて、中小企業の自助、自立への支援を行っている。現在、中央会が中小企業と組合等のために実施している主な事業は以下の通りである。

- ・ 都道府県中央会の指導及び連絡
- ・ 中小企業組合等の設立・指導
- ・ 組合等の運営相談
- ・ 中央会指導員並びに組合等の人材養成
- ・ 中小企業と組合等に対する各種助成
- ・ 中小企業施策の普及
- ・ 中小商業・サービス業の振興
- ・ 中小企業及び組合等の情報化の推進
- ・ 官公需受注施策の推進
- ・ 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究及び情報の提供
- ・ 中小企業組合検定試験の実施、中小企業組合士の登録
- ・ 海外中小企業関係機関等との交流
- ・ 建議・陳情

○組織概要

名称	全国中小企業団体中央会
設立年月日	昭和31（1956）年4月10日
所在地	〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル
会員数（全国中央会）	404組合等
会員数（都道府県中央会）	26,102組合等